

仕 様 書

1 内容

広島市立広島市民病院（以下「発注者」という。）における飲料用自動販売機（A）の設置及び運営事業について、その仕様は以下のとおりとする。

2 業務の概要

(1) 履行場所

広島市中区基町7番33号
広島市立広島市民病院

(2) 履行期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日までとする。

3 商品の販売及び管理

(1) 次に掲げる事項に留意して飲料を取り扱うこと。

ア 西棟9階には、患者からお茶と水の要望が多いため、ペットボトルのお茶と水を必ず取り揃えること。

イ 東棟8階には、妊婦が多く入院していることを考慮した飲料を取り揃えること。
特にカフェインを多く含む飲料は少なくすること。

ウ 東棟5階の患者は、療養の都合上、他のフロアに移動することが難しいため、自動販売機の入れ替えを実施する際には、スムーズに行うこと。

(2) ガラス製の容器を使用した商品を販売しないこと。ただし、発注者が承認した場合は、この限りでない。

(3) 空容器を回収するため、ごみ回収ボックスを設置すること。また、設置場所は発注者の指示に従うこと。

(4) 商品に賞味期限があるものは期限までに取り替えを行う等、常に商品の品質管理及び自動販売機の衛生管理を適正に行うこと。

(5) 商品の補充、つり銭の補充、売上代金の回収、空容器の回収を適正に行うこと。

(6) 月に1回以上、機器の保守点検を行い、自動販売機を適正に管理すること。

(7) 故障、商品・つり銭補充等の対応を受ける連絡先・方法を届け出ること。この場合、土・日・祝日・年末年始であっても確実に連絡ができる二次的連絡先・方法についても届け出ること。

(8) 故障、商品・つり銭切れ等の連絡を受けた場合は、土・日・祝日・年末年始に関わらず速やかに対応すること。

(9) 故障等自動販売機の管理及び販売商品に対する利用者からの苦情連絡先を自動販売機に表示するとともに、苦情があった場合は誠実に対応すること。

4 自動販売機の規格等

(1) 千円札、五百円硬貨、百円硬貨、五十円硬貨及び十円硬貨が使用できること。ただし、紙幣の改刷又は新硬貨の製造が行われた場合は、早急に新旧両方の紙幣又は硬貨

に対応するものとする。

- (2) 商品の販売数及び販売額を確認できるカウンター又はこれに代わるものが設置してあること。
- (3) 自動販売機の管理に係る電気料、水道料等の光熱水費算定用の副メーターを設置すること。
- (4) 設置する自動販売機の大きさ等の規格、製造年月日をあらかじめ発注者へ届け出るものとし、倒壊防止等の安全策、設置・撤去の方法及び日時については、発注者の指示に従うこと。
- (5) 設置する自動販売機のデザイン、表示事項等は、公共施設に設置するものとして相応しいものとする。
- (6) 設置する自動販売機を利用した第三者の宣伝は、行わないこと。
- (7) 設置する自動販売機は、新品又は製造後の経過年数が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」第一条第一項において定義する耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）未満のものとする。
- (8) 設置した自動販売機が契約期間中に法定耐用年数を超えた場合は、新品又は製造後の経過年数が法定耐用年数未満のものと交換すること。ただし、故障が少なく発注者が支障がないと認める場合は、この限りでない。
- (9) 前2号の規定に関わらず、設置した自動販売機が頻繁に故障し、発注者が支障があると認めた場合は、速やかに新品又は製造後の経過年数が法定耐用年数未満のものと交換すること。
- (10) 省エネ、ノンフロン対応及び消音仕様等環境負荷の軽減及び療養環境への配慮に努めること。
- (11) 車いす利用者や体が不自由な者が利用することへの配慮に努めること。
- (12) 別紙1に掲げる各場所に、カン・ペットボトル容器に対応できるものを設置すること。

5 経費負担

- (1) 自動販売機の設置、撤去、商品の補充、売上代金の回収、空容器の回収、機器の保守及び故障対応等、自動販売機の管理に係る経費は、受注者の負担とする。
- (2) 自動販売機の管理に係る経費のうち、光熱水費（電気料等）は、受注者の負担とする。
- (3) 発注者に対する販売手数料の支払いに係る振込手数料は、受注者の負担とする。

貸付物件一覧

別図上の番号	所在地	場所	面積
1	広島市中区基町7番33号	中央棟8階食堂ダイルーム	m ²
2	〃	中央棟9階医局前	m ²
3	〃	西棟地下2階連絡通路前	m ²
4	〃	西棟5階食堂ダイルーム	m ²
5	〃	西棟6階食堂ダイルーム	m ²
6	〃	西棟7階食堂ダイルーム	m ²
7	〃	西棟9階食堂ダイルーム	m ²
8	〃	東棟1階総合外来待合	m ²
9	〃	東棟4階外来待合	m ²
10	〃	東棟5階食堂ダイルーム	m ²
11	〃	東棟8階食堂ダイルーム	m ²
12	〃	東棟9階食堂ダイルーム	m ²
13	〃	北棟2階リハ室前	m ²
14	〃	北棟4階霊安室前	m ²